

平成23・24年度 那覇植物防疫事務所において行う契約（「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」）に係る競争参加資格の審査の申請等について

平成22年12月24日

那覇植物防疫事務所長

平成23・24年度において、那覇植物防疫事務所が発注する「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の契約に係る一般競争又は指名競争に参加するため、平成23年度当初からの資格を得ようとする者は、下記の事項を御了知の上、競争参加資格審査申請書に必要書類を添えて申請して下さい。建設工事契約については、建設業法に定める経営事項審査を受けていない者は、申請することができません。ただし、建設業法に定める経営事項審査を受けないで畳工事（畳の取替等をいう。）を行う者は、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の資格の種類「役務の提供等」に申請することとなっておりますので、ご注意下さい。

記

1 契約の種類

次に掲げる種類で、これらの業種の区分については、別記2の業種別区分表に掲げるとおりです。

- (1) 建設工事契約（建設業法第2条別表第1に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）
- (2) 測量・建設コンサルタント等契約（測量、土地家屋調査、建設コンサルタント等に関する契約をいう。以下同じ。）

2 資格の設定

一般競争（指名競争）に参加する者の資格は、記1の契約の種類ごとに設定し、その審査は、等級の格付基準による総合数値に応じて次に掲げる等級に区分して行います。

- (1) 建設工事契約
 - ① 土木一式工事：A、B、C、Dの4等級
 - ② 建築一式工事：A、B、C、Dの4等級
 - ③ その他工事（電気、管及び専門工事）：A、B、Cの3等級
- (2) 測量・建設コンサルタント等契約
A、B、Cの3等級

3 申請の時期及び受付場所

平成23年度当初からの資格の付与を希望する者は、次に掲げる期間内に、記4の必要書類を郵送もしくは持参により提出して下さい。

また、受付期間終了後も随時に受付業務をしていますが、この場合、希望の入札に間に合わないことがあります。

受付期間等は、下記のとおりです。

- (1) 申請書の受付期間
平成23年1月24日から平成23年2月25日（当日消印有効）まで
（受付時間は月曜から金曜までの午前9時から午後5時）
- (2) 申請書の受付場所
別記1の2のとおり。

4 申請に必要な書類

競争参加資格審査申請に必要な書類は、次に掲げるものの中から、契約の種類別に必要なものを提出していただきます。

なお、申請書様式及び申請書記載要領は、植物防疫所ホームページ内 (<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/nah.html>) からダウンロードにより入手できます。また、別記1の1に掲げる配布場所においても交付します。

(1) 建設工事契約の申請を行う場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- ② 営業所一覧表
- ③ 総合評定値通知書等の写し（競争参加資格申請の直前に通知を受けたもの）
- ④ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。）の写し
- ⑤ 共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- ⑥ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
- ⑦ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
- ⑧ グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- ⑨ 行政書士等の代理申請による場合には委任状
- ⑩ 前回（21・22年度）の資格確認通知書の写し（前回の有資格者のみ）

(2) 測量・建設コンサルタント等契約の申請を行う場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- ② 営業所一覧表
- ③ 財務諸表類
- ④ 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
- ⑤ 登録証明書等（登録を受けている場合）の写し
- ⑥ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。）の写し
- ⑦ 行政書士等の代理申請による場合には委任状
- ⑧ 前回（21・22年度）の資格確認通知書の写し（前回の有資格者のみ）

5 資格審査の結果の通知

審査の結果、競争に参加する資格が決定された場合には、資格の有無及びその等級並びに建設工事契約にあつては客観点数を郵便にて申請者あて通知します。

6 有資格者の登録

記5の有資格者は、那覇植物防疫事務所所有資格者名簿に登録します。

7 有資格者の資格の有効期間

競争参加資格者の資格の有効期間は、資格を付与された日から平成25年3月31日までとなります。

8 有資格者としなない者

次の(1)から(4)までの一に該当する者は、特別の事情がある場合を除き、有資格者としません。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。

- (2) 予算決算及び会計令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- (3) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (4) 共同企業体であって、その構成員に(1)から(3)に該当する者を含む者

9 資格の取消

有資格者が記8に該当することにより、有資格者としての資格を取り消す必要があるときは、「資格取消通知書」により通知します。

10 秘密の保持

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項は他に漏らすことはありません。

11 その他

- (1) この申請により資格を得た者は、随意契約（那覇植物防疫事務所長の行う「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」に関する随意契約のみ）にも参加できることとなります。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱いについて
 - ① 今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
 - ② 平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
 - ③ 更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合があります。
- (3) 建設工事における、合併等により新たに新設された会社等の取扱いについて
合併等により新たに新設された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
 - ① 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
 - ② 親会社とその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
 - ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
 - ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
 - ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記 1

申請書類の配布及び受付の場所

1 配布場所

〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎（5階）
那覇植物防疫事務所庶務課会計係 Tel.098-868-0715

2 申請書類の受付場所（郵送先）及びこの公示に関するお問い合わせ

〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎（5階）
那覇植物防疫事務所庶務課会計係 Tel.098-868-0715

別記 2

業 種 別 区 分 表

[括弧内は、業種区分の内容です。]

1 建設工事契約

1 土木一式工事、2 建築一式工事、3 大工工事、4 左官工事、5 とび・土工・コンクリート工事、6 石工事、7 屋根工事、8 電気工事、9 管工事、10 タイル・れんが・ブロック工事、11 鋼構造物工事、12 鉄筋工事、13 ほ装工事、14 しゅんせつ工事、15 板金工事、16 ガラス工事、17 塗装工事、18 防水工事、19 内装仕上工事、20 機械器具設置工事、21 熱絶縁工事、22 電気通信工事、23 造園工事、24 さく井工事、25 建具工事、26 水道施設工事、27 消防施設工事、28 清掃施設工事（建設業法第2条別表第1による区分とする。）

2 測量・建設コンサルタント等契約

1 測量（測量法第3条に規定する測量業務）、2 土地家屋調査（土地家屋調査士法第3条に規定する土地家屋調査業務）、3 建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務）、4 建築士事務所（建築士法第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務）、5 計量証明（計量法第2条に規定する計量証明業務）、6 地質調査（地質調査業者登録規程第2条に規定する地質調査業務）、7 補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程第2条に規定する補償コンサルタント業務）、8 その他（その他の業務）